

答申保第35号  
平成25年1月21日  
(諮問保第45～48号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について不存在を理由に不開示とした決定はこれを取り消し、実施機関が審査請求人の亡子の個人情報であると特定した保有個人情報を審査請求人自身の保有個人情報でもあるとして、改めて開示・不開示の判断をすべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成23年5月2日付けで次のとおり審査請求人の亡くなった子である元鹿児島県警察職員〇〇（以下「亡子」という。）に関する保有個人情報開示請求を行った。

ア 諮問保第45号関係

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の亡子に関する「健康診断連絡簿」中の私の情報

イ 諮問保第46号関係

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の亡子に関し、出勤状況、代休、年休の取得状況を記載した「勤務記録簿」、超過勤務の状況を記載した「超過勤務等命令簿・夜間特殊業務作業実績簿」、外出、外泊の状況を記載した「旅行連絡簿」「旅行承認簿」の中の私に関する情報

ウ 諮問保第47号関係

平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間亡子が旅行命令された旅行に関し作成された「旅行命令簿」及び「旅行命令票」中の私の情報

エ 諮問保第48号関係

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月までの間、鹿児島県警察本部科学捜査研究所化学科が鑑定した件数、及び亡子が鑑定した件数、緊急鑑定した件数がかかる公文書並びに平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間、亡子が〇〇大学において研修することになった経緯がわかる公文書中の私の情報

これに対し、実施機関は、平成23年5月30日付け鹿科第23号、同第24号、同第25号及び同第26号で保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成23年7月26日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員

会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 審査請求人は、鹿児島県警察技術職員で研究のため〇〇大学に出向していて平成〇年〇月〇日に自殺により死亡退職した亡子の父親であり、相続人である。

イ 審査請求人は、本件自殺の原因は亡子が所定の労働時間を大幅に超える超過勤務状態にあったこと及び上記大学職員による不適切な研究指導等により精神的に追い詰められたことにあるとして、地方公務員労働災害補償法に基づく公務災害認定申請と国家賠償請求訴訟を準備中である。

ウ 本件処分について、審査請求人が開示を求めたいと考えた情報は、亡子の生前の勤務状況や健康状態等に関するものである。

エ 条例第2条は、「個人情報」について「生存する個人に関する情報」とであると定義しているが、死者の個人情報であっても、それが請求者自身の個人情報であると考えられる場合には開示等の請求が認められると解されている。

オ 条例と同趣旨の法律である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」でも、条文上は「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限定する一方、死者に関する情報が当該死者の遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象としている。

カ 死者の個人情報が同時に請求者自身の個人情報でもあり得る場合としては、①請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報（不法行為による損害賠償請求権及び慰謝料請求権を含む。）、②相続以外の死者の死に起因する請求者が取得した権利義務に関する情報（近親者固有の慰謝料請求権）が挙げられる。

キ これを本件処分についてみると、審査請求人は亡子の死亡が公務災害によるものと認定されれば、これについて遺族補償を受けうる「遺族」に該当する点で上記②に、亡子の死亡が公務員の加害行為によるものである場合には、亡子の国家賠償請求権を承継する相続人である点で上記①に、さらに、遺族固有の慰謝料請求権を有するという点で上記②にそれぞれ該当するから、その判断資料となるべき亡子の勤務状況や健康状態等に関する情報は、請求者である審査請求人自身の個人情報として、条例第11条に基づく開示の対象と認められる。

ク そうでなければ、公務員が同僚や上司による加害行為により死亡した案件について、遺族が国家賠償請求等を行うために、その実態を証する証拠資料となる死亡した公務員の保有個人情報を開示させる途が絶たれることになり、著しく正義に反することになる。

ケ 上述のとおり、対象公文書中の亡子に関する記載は審査請求人の個人情報でもありと評価できる場合なのであるから、亡子の情報は条例第11条第1項の「自己（審査請求人）を本人とする」保有個人情報であることは明らかである。

コ したがって、本件開示請求に関しては、不開示（不存在）と決定することは誤りであり、本件対象公文書中の亡子に関する記載を開示すべきである。

### 3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象保有個人情報

実施機関は、開示請求内容に係る亡子の保有個人情報が記載された公文書をそれぞれ次のように対象公文書であると特定した。

##### ア 諮問保第45号関係

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の亡子に関する健康診断の「個人結果通知書」中の審査請求人に関する情報

##### イ 諮問保第46号関係

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の亡子に関し、出勤状況、代休、年休の取得状況を記載した「勤務記録簿」、超過勤務の状況を記載した「超過勤務等命令簿・夜間特殊業務作業実績簿」、外出、外泊の状況を記載した「旅行連絡簿」、 「旅行承認簿」の中の審査請求人に関する情報

##### ウ 諮問保第47号関係

平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間、亡子が旅行命令された旅行に関し作成された「旅行命令簿」及び「旅行命令票」中の審査請求人に関する情報

##### エ 諮問保第48号関係

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月までの間、鹿児島県警察本部科学捜査研究所化学科が鑑定した件数、及び亡子が鑑定した件数、緊急鑑定した件数がわかる公文書並びに平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間、亡子が〇〇大学において研修することになった経緯がわかる公文書中の審査請求人に関する情報

#### (2) 不開示決定の理由

条例において、個人情報とは「生存する個人に関する情報」とされており、死者に関する情報をこの条例の対象から外している。

また、条例第11条第1項には、実施機関に対する保有個人情報の開示請求権が規定され、開示請求ができるのは、自己を本人とする保有個人情報に限られる。

よって、本件開示請求については、審査請求人を本人とする保有個人情報の開示請求として受理したもので、対象公文書中には審査請求人の個人識別情報も亡子の情報でありながら審査請求人自身の情報とみなす個人情報も存在しなかったことから、不開示としたものである。

### 4 審査会の判断

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

(1) 審査の経過

審査会は、諮問保第45号、同第46号、同第47号及び同第48号については、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規定により、これらを併合して、以下のような審査を行った。

| 年 月 日      | 審 査 の 経 過                    |
|------------|------------------------------|
| 平成23年8月24日 | 諮問を受けた。                      |
| 10月18日     | 諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。        |
| 10月26日     | 審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。 |
| 12月21日     | 審査請求人から意見書を受理した。             |
| 平成24年7月25日 | 諮問の審議を行った。                   |
| 10月24日     | 諮問の審議を行った。（審査請求人から意見を聴取）     |
| 11月29日     | 諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取） |
| 平成25年1月17日 | 諮問の審議を行った。                   |

(2) 審査会の判断

ア 死者に関する個人情報について

条例第2条第1項は、「この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定しており、死者に関する情報をこの条例の対象から外している。

ただし、死者に関する情報が遺族等に関する個人情報でもあるときには、遺族等の「本人」に関する個人情報になる場合もあることに留意すべきであるとされている。

イ 不存在について

実施機関は、特定した本件対象保有個人情報の中に、「審査請求人の個人識別情報」及び「亡子の情報でありながら審査請求人自身の個人情報でもあるとみなす情報」がなかったことから、本件対象保有個人情報は審査請求人の個人情報ではないとして不存在と判断し、不開示決定を行ったとしている。

一方、審査請求人は、本件対象保有個人情報の中に「審査請求人の個人識別情報」が含まれていないことは認めているが、本件対象保有個人情報は「亡子の情報ではあつても審査請求人の個人情報でもあると評価できる情報」なのであり、審査請求人自身の個人情報であると主張していることから、これら亡子の情報が、「審査請求人自身の個人情報でもある情報」に該当するかどうかについて検討する。

ウ 遺族等の「本人」に関する個人情報該当性について

(ア) 成人である亡子には配偶者及び子がなく、父親である審査請求人が一番身近な

親族である。

- (イ) 審査請求人が亡子の死後確認した亡子の日記には、所定の労働時間を大幅に超える超過勤務状態にあったことなどについて綴られていたとのことであり、そのような状況において、審査請求人が親として亡子の自殺の原因を知りたいと願うことは、社会通念上是認されることである。
- (ウ) 審査請求人は亡子の相続人であり、損害賠償請求権や慰謝料請求権を行使しうる法的地位にいると考えられ、亡子の死亡原因はこれらの請求権の存否にかかわるものである。
- (エ) 当審査会において、実施機関が特定した対象保有個人情報を見分したところ、亡子の健康や勤務に関する記録、亡子が〇〇大学に出向することとなった経緯などが記載されており、亡子の自殺の原因究明及び審査請求人が上記請求権を行使するために必要な範囲の情報であると考えられる。
- (オ) 各都道府県の個人情報保護条例を調査したところ、死者に関する情報の開示請求を遺族に認める明文の規定があるのは6条例であり、本件開示請求の事例を当てはめた場合は、6条例の全てにおいて父親に開示請求が認められる規定となっている。

以上の内容を総合的に勘案した結果、本件対象保有個人情報は、審査請求人自身の個人情報でもある情報であると認めることが適当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。